

新宮市訪問介護員同行支援等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護人材の確保及び定着支援という喫緊の課題に対応しつつ、訪問介護等サービスの質の向上を図り、安心して働き続けることができる体制づくりを促進することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付するため、新宮市補助金等交付規則（令和7年新宮市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 訪問介護等 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護及び法第115条の45第1項第1号のイに規定する第1号訪問事業のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法（以下「平成26年改正前法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものをいう。
- (2) 利用者等 介護保険被保険者である利用者またはその家族をいう。
- (3) 暴力行為等 別紙に例示する暴力行為等をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるもののうち、市長が認めるものとする。

- (1) 同行支援事業 訪問介護等の事業所における経験年数の長い訪問介護員の技術を着実に継承していくため、当該訪問介護員が、一定期間、経験年数が1年未満の訪問介護員または訪問介護等業務に従事した期間が1年以上ある場合であっても、別紙記載の従事する頻度が低いために十分な経験を積んでいない訪問介護員や、長期間にわたって訪問介護等業務に従事していなかった訪問介護員に同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組をいう。
- (2) 安全対策支援事業 訪問介護等の事業所における訪問介護員の介護サービス提供時の安全確保を図るため、利用者等からの暴力行為等を受けている、または、利用者等の状況等から、今後、暴力行為等を受ける可能性があることと認められることへの対策として、2人体制の訪問介護等が必要となるケースにおいて、利用者等の同意が得られず、介護報酬上の2人の訪問介護員による加算を取得できない場合に加算相当額の一部の補助を行う取組をいう。

(補助金の額)

第4条 前条に規定する補助対象事業の補助金の額は、次の表の額を予算の範囲内で交付する。

補助対象事業	補助金の額
同行支援事業	同行を受ける訪問介護員1人につき4,000円/回 上限回数30回
安全対策支援事業	対象となる利用者1人につき4,000円/回 上限回数10回

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書(規則様式第1号)に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、その旨を規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書(規則様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容の変更(市長が軽微な変更と認める場合を除く。)をする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止する場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等の関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を、補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (4) 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、別途市長が指定する期限までにその超える部分について市に納付しなければならないこと。
- (5) 本補助金の申請日において、支援する管内訪問介護事業所で事業の実態があること、また、当該事業所において、事業継続の意思があること。

(変更の承認等)

第8条 前条第1号アの規定により、補助事業の内容の変更について市長の承認を受けようとする場合は、変更承認申請書(様式第2号)に変更後の第5条に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、次条の規定により、補助金の変更交付を申請する場合は、この変更承認申請を省略することができる。

2 前条第1号イの規定により、補助事業の中止又は廃止について市長の承認を受けようとする場合は、事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第9条 この補助金の交付決定後の事情により補助金の変更交付を申請しようとする場合には、変更交付申請書(様式第4号)に変更後の第5条に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業が完了(補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに規則第11条に規

定する実績報告書（規則様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績書（様式第5号）
- （2） 請求書（様式第6号）
- （3） その他市長が必要と認める書類
（交付額の確定、交付等）

第11条 市長は、前条の報告書を受理したときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に対し交付する。
（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

【第2条第3号関係】

○暴力行為等の例示について、以下のとおりとする。

①暴力行為

素手又は物によって殴る、蹴る、物を投げつける等

②迷惑行為

じっと見つめる、にらむ、必要以上に接近する、暴力を振るうまね、その持ち物を壊すまね、盗撮行為等

③暴言

悪口、侮辱等

④過大なクレーム

過度に金銭や謝罪、サービス提供等を要求するなど社会通念上過大と考えられるクレーム等

⑤ストーカー行為

つきまとい、待ち伏せ、訪問介護事業所への押しかけ、頻繁な電話、メール等

⑥セクシャルハラスメント

抱きつき、ボディタッチ、わいせつ発言、下着姿での応対等

⑦脅迫

殴る、殺す等の心身等に危害を加えることや、威圧する言動等

⑧器物破損行為

故意に持ち物を壊す、汚す等

⑨その他

【第3条第1号関係】

○「従事した期間が1年以上ある場合」の対象となる訪問介護員は以下のとおりとする。

(1) 従事する頻度が低いために十分な経験を積んでいない訪問介護員

・これまでの訪問介護員としての訪問業務実績が30回に満たない者

(2) 長期間にわたって訪問介護業務に従事していなかった訪問介護員

・1年以上訪問業務に従事していない者

※前歴等を勘案し、明らかに同行支援が必要でないとは判断できる場合はこの限りではない。